

RVEA-411-3及びRVTA-411-25・RVTA-411-44シリーズにおける
電波法適用に関するお知らせ

拝啓、貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
平素より格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

RVEA-411-3 及び RVTA-411-25・RVTA-411-44 シリーズにおける電波法適用について、弊社の見解変更となりましたので、下記にご連絡致します。

表記のシリーズにつきましては、高周波利用設備の「各種設備」に該当します。
そのため新規でご購入いただく際、または修理等で機器を変更する際は、高周波利用設備の設置許可を取得いただきます様、お願いいたします。
既に設置済みの機器に関して追加で申請の必要はございません。
尚、設置許可については、総務省の各担当地域の総合通信局のホームページ、もしくは弊社営業にお問合せください。

【見解変更の経緯について】

電波法の高周波出力の測定方法において、
「無線設備規則第五十八条の三の参照告示（郵政省告示第八百五十一号）の二-3-（三）」にある、
「通信設備以外の場合は下記適用により、高周波出力が166W程度までは認められる。」より、
表記シリーズの高周波出力は120Wであったため「設置許可は不要」の扱いとしておりました。

【総務省の告示文面】

その設備に供給される交流電圧と交流電流の積に三〇パーセントの能率を乗じたものにより算出する。

【現状の法体制について】

総務省告示第七十二号（平成28年3月15日告示及び施行）より
「電界又は磁界を使用して電力の伝送を行うものについては、送電側の出力端又は当該設備の入力端において測定した電圧と電流との積により算出する。」と追加されたことにより、
高周波利用設備の「各種設備」と判断、「設置許可は必要」となる状況となりました。